

発生を受けて同県が設けた調査委員会の報告書を受けて、産科医療、救急医療、救急搬送の各分野における有識者及び関係省庁からなる「産科救急搬送受入のあり方に関する懇話会」を開催し意見交換を行った。

そして、2007年12月、奈良県の事案を踏まえた上記の検証等を通じ、奈良県に限らず全国的に共通すると思料される課題及び

方策を示す通知を発出した（総務省及び厚生労働省の連名）。同通知は、救急医療に対する支援体制の確保、救急医療と産科・周産期医療の連携、産科医療体制の確保、妊婦健康診査の受診勧奨といった再発防止策を示し、これを参考に各地方公共団体が地域の実情に応じて必要な施策を講じるべきことを要請している。

第12節

不妊治療への支援等に取り組む

1 不妊治療の経済的負担の軽減

体外受精及び顕微授精は経済的な負担が大きいことから、2004（平成16）年度から、次世代育成支援の一環として、配偶者間のこれらの不妊治療に要する費用の一部を助成し、経済的負担の軽減を図っている。

2006（平成18）年度から、給付期間を2年間から5年間に延長するとともに、2007（平成19）年度からは、給付額を拡大し（治療1回につき上限額10万円、年2回まで）、

所得制限を緩和（夫婦合算所得730万円まで）している。

2 「不妊専門相談センター」の整備

地域において中核的な役割を担う保健医療施設などにおいて、専門医等が、①不妊に関する医学的な相談や、②不妊による心の悩みの相談などを行う「不妊専門相談センター事業」を実施している。

第13節

良質な住宅・居住環境の確保を図る

本格的な少子高齢社会、人口減少社会を迎え、現在及び将来における国民の豊かな住生活を実現するため、2006（平成18）年9月に「住生活基本計画（全国計画）」が閣議決定された。同計画に基づき、子育て世帯の居住の安定確保など、少子化対策に資する施策を推進している。

1 子育てを支援するゆとりある住宅の確保の支援

住宅金融支援機構の証券化支援事業等による住宅取得の支援をはじめ、都市再生機構における民間供給支援型賃貸住宅制度等による良質なファミリー向け賃貸住宅の供給を促進している。さらに、高齢者が所有